



阿南市と住宅金融支援機構が連携し、子育て・移住を応援!

目的

- 子育て世帯や移住世帯の住宅取得を積極的に支援することで、定住人口の増加および地域の活性化を図る。
- 居住誘導区域内への住宅取得を支援することで、人口減少下においても、持続可能な都市の形成を図る。

対象者

令和元年6月5日以降に工事請負または売買契約を行った住宅で、対象住宅認定申請時において、申請者または配偶者が49歳以下、かつ、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用して、市内に住宅を新築または購入する者で、次のいずれかに該当する方

子育て世帯

対象住宅認定申請時に、中学生以下の子ども（出産予定含む）がいる世帯

移住世帯

市外から市内へ転居する世帯（転入日の前日から起算して前3年間、市に住所を有したことがない世帯）
※就学、転勤、入院等、一時的に住所を有した場合を除く。

区域内取得世帯

阿南市立地適正化計画に定める居住誘導区域内に住宅を取得する世帯

対象住宅

【フラット35】の借入対象となる ※新築住宅または※中古住宅

【フラット35】は、全国300以上の金融機関が住宅金融支援機構と提携して扱う「全期間固定金利型住宅ローン」です。

※詳しくは、融資を受けようとする金融機関または住宅金融支援機構
お客さまコールセンターにお問い合わせください。
住宅金融支援機構お客さまコールセンター
☎ 0120 - 0860 - 35

補助金額

各区分の世帯要件を満たす場合は、それぞれの額の合計を補助します。

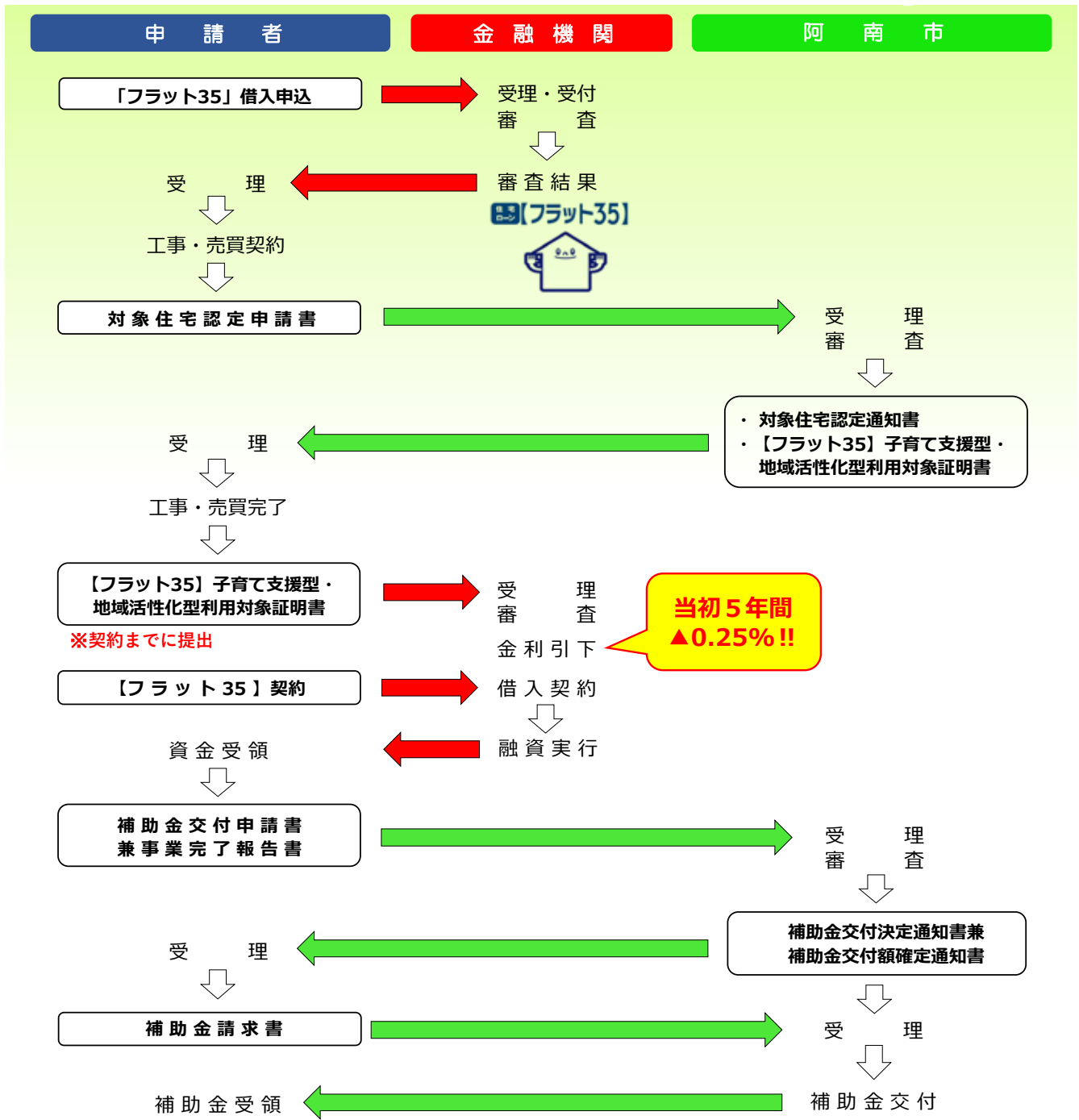


区分	新築住宅取得	中古住宅取得
子育て世帯	20万円	15万円
移住世帯	20万円	15万円
区域内取得世帯	20万円	15万円

例えば、移住世帯であって、子育て世帯でもあり、居住誘導区域内に新築住宅を取得した場合
20万+20万+20万=60万

問い合わせ 住宅課 ☎ 22 - 3431

補助金申請フロー



【阿南市の住宅施策】

・木造住宅の耐震診断支援事業

耐震診断 自己負担 3,000円

補強計画 自己負担 6,000円 (耐震改修費の概算を提示)

・耐震改修支援事業 補助上限 100万円 (補助率 4/5)

・耐震シェルター設置支援事業 補助上限 80万円 (補助率 4/5)

・住まいのスマート化支援事業 補助上限 30万円 (補助率 2/3)

・住替え支援事業 補助上限 30万円 (補助率 2/5)

・あなんぐらし支援事業 最大 65万円 (基本 15万円 空き家加算 35万円 移住加算 15万円)

※詳しい条件等はお問い合わせください。 住宅課 ☎ 22-3431

